	会社名	一般社団法人日本知	田的財産協会 ア	ジア戦略プロジェクト	
== 1 4	担当者				
記入者	連絡先				
対象	台湾				
件名	新規性喪失	の例外適用(自己の行	行為に起因する公	〉 表)	
重要度		0	新規/継続	継続	
現状/問題点	1. 発明者による研究成果の早期公表が現有技術となることは、発明者にとって酷になります。 2. また、意匠は、販売、展示、見本の頒布等により売れ行きを打診しようとする場合があるので、広く新規性喪失の例外を認めることが出願人の保護になります。				
改善要望 (次善の改善 提案も可)	があるので、広く新規性喪失の例外を認めることが出願人の保護になります。 現在、TPPへの参加にあわせて、グレイスピリオド採用の検討を行っていることは 認識しておりますが、適用の猶予期間だけでなく、適用条件もあわせて見直しをして いただきたい。 具体的な改善要望は以下の通りです。 1. 新規性喪失の例外規定に「すべての自己に起因する行為(インターネット、展示 会、製品発売等で自ら製品発表した行為、等)」について適用を受けられることを希望します。 2. 展示会での展示の適用につき、台湾専利法 22 条及び 122 条に、「政府が主催する展示会または政府の認可を受けた展示会で展示されたもの」と規定されています。 一方、審査基準では、「外国政府が主催した展示会の場合は、政府が主催する展示 会であると主張することはできない。ただし、認可を得れば、政府が認可した展示会 と見なすことができる」と記載されております。外国政府主催の展示会展示が例外適 用を受けるためには、例外適用を受けるための情報、資料収集に時間がかかり、認 可を受ける要件も不明確です。適用要件を緩和し、利用しやすい制度にしていただく				
関連する 法令等	ことを希望します。 〈関連法令〉 台湾専利法 22 条、122 条				
備考 (日本又は他 国の状況等)	日本特許法第30条、日本実用新案法第11条、日本意匠法第4条、ドイツ意匠法7 a条等では、自己に起因する行為で発明創造が公知になった場合を新規性喪失の 例外行為と規定しています。 また、日本では、国内外で、新規性喪失例外の適用要件を変えておりません。				

	会社名	一般社団法人日本知	印的財産協会 ア	ジア戦略プロジェクト
記入者	担当者			
記八日	連絡先			
対象	台湾			
件名	マルチのマ	ルチクレームの認容		
重要度		Δ	新規/継続	継続
現状/問題点	現在、多重引用した他の従属項等を多重引用する従属項につきましては認められておりません。 しかしながら、発明の多面的な保護の観点からこのような従属形式も認められるべきであると考えます。一方で、出願人にこのような発明について別出願を望んだ場合、費用が過大にかかり出願人の負担となります。			
改善要望 (次善の改善 提案も可)	マルチの	マルチクレームの表現	を認めていただい	けることを希望します。
関連する 法令等	<関連法令	i>		
備考 (日本又は他 国の状況等)	おります。 尚、多重 難になると	引用した他の従属項の	の多重引用を認めてが、同様のクレー	属形式のクレームの表現を認めて めた場合に、権利範囲の理解が困 ーム表現を認めている日本及び欧 えます。

	会社名	一般社団法人日本知	 田的財産協会 ア	ジア戦略プロジェクト
記入者	担当者			
	連絡先			
対象	台湾			
件名	外部審査官	「制度の完全廃止		
重要度		Δ	新規/継続	継続
現状/問題点	外部審査官(兼任専利審査委員)は守秘義務を有するとはいえ、審査に関する未公開情報を民間人である外部審査官が知りえることは問題となる恐れがあります。智慧財産局によれば2006年時点で400名以上であった外部審査官を、2007年中に80名まで削減されたとのことを伺っています。その後、審査促進化のため2011年12月に経済部智慧財産局組織条例第16条及び第17条が改正され、任期付審査官(聘用專業人員)の人数が審査官全体の20%以下との上限規制に関する規定が削除され、外部審査官についても、人数上限が緩和されています。審査待ち案件の増大により、審査迅速化が必要なことは重々承知しておりますが、上述した問題に加えて、審査の質や権利の安定性の問題もございますので、完全廃止に向け外部審査官を削減していただくことを希望します。			
改善要望 (次善の改善 提案も可)	外部審査官	制度の完全廃止を希	望します。	
関連する法令等	<関連法令 経済部智慧	ì> 【財産局組織条例第 1	7条	
備考 (日本又は他 国の状況等)				

	会社名	一般社団法人日本領	田的財産協会 ア	ジア戦略プロジェクト	
記入者	担当者				
配八省	連絡先				
対象	台湾				
件名	パリ条約、F	PCT等の国際条約加盟	盟に代わる個別協	協定・運用の導入	
重要度		0	新規/継続	継続	
現状/問題点	台湾がパリ条約などの国際条約に未加盟のため、出願手続きの面で、出願人に 負担がかかっています。特に、近年PCT活用の機運が高まる中、台湾がPCTに未 加盟であるため、出願人はPCTの利用を希望しても台湾については直接出願をしな ければなりません。これは台湾外の出願人にとって多大な負担であります。また、台 湾がPCTに非加盟であることを知らない者にとって、自己のPCT 国際出願を台湾に 移行しようとした段階でこれができないことを知り、台湾での特許出願・権利化を断念 する事例もあると承知しています。他方、台湾の出願人は中華人民共和国の国家知 識産権局を受理官庁としてPCTを利用した国際出願が事実上可能となっていると承 知しています。従いまして、現状では台湾外の出願人による台湾での特許権等の取 得と、台湾の出願人による台湾をの特許権等の取得を比較すると、PCTの利用可 否の点で大きな差があると考えます。 一方で、台湾がPCTに加盟すれば、国際調査または国際予備審査の結果の入手 も可能となり、台湾の審査負担の軽減にもつながり、台湾にとっても審査に関する負 担軽減になるものと思慮いたします。 尚、国際情勢などから台湾が国際条約に早期加盟することの困難性は十分理解し ております。そこで、台湾のパリ条約、PCT等の国際条約への加盟までは、台湾外 の出願人の利便性を考慮した個別協定或いは運用をご検討いただきたいと思慮しま す。(このような個別協定或いは運用の例として、2015 年 6 月から運用が開始された ブダペスト条約に代わる日台特許手続微生物寄託制度等が挙げられます。) 例えば、台湾外の出願人が国際出願した事実を PCT 規則 24.2 に基づき WIPO か ら受領した国際出願受理通知書の写しなどを添付して優先日から所定期間内に台 湾に特許出願した場合は、優先日に台湾に出願されたものと擬制し、国際調査報告 書の写しなどを所定期間内に提出した場合は、明細書などの中国語(台湾語)翻訳				
改善要望 (次善の改善 提案も可)	文の提出を優先日から30月まで猶予するなどをご検討願います。 パリ条約、PCTへの早期加盟を希望します。また、パリ条約、PCT等の国際条約加盟までは、台湾外の出願人の利便性を考慮した個別協定或いは運用の検討願います。尚、台湾智慧財産局は2015年5月14日に、PCT国際出願の各国段階への移行の是非に関する公聴会を開催されましたが、上述の通りJIPAといたしましては国際出願した事実を国際出願受理通知書の写し等を提出して証明した台湾出願について明細書などの中国語(台湾語)翻訳文の提出期限を優先日から30月まで猶予する制度の新設を希望いたします。				
関連する 法令等	<関連法令	·>			
備考 (日本又は他 国の状況等)					

	会社名	t名 一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト			
記入者	担当者				
記八日	連絡先				
対象	台湾				
件名	発明専利出	願の初審特許査定後	の分割出願可能	な期間の長期化	
重要度		0	新規/継続	新規	
現状/問題点	従来、発明専利出願について特許査定を受けた後は分割出願をすることはできませんでしたが、2012 年の専利法改正により、現在は初審の特許査定の送達から 30日以内に出願人は分割出願ができるようになりました。しかしながら、台湾の代理人を介して特許査定を受領する外国出願人にとっては、特許査定送達から 30日という分割出願期限は分割出願の要否を判断するには十分な時間とは言えません。また、この特許査定受領後の分割出願期限は特許料納付期限(特許査定送達から 3ヶ月)と相違しており、出願人の期限管理が煩雑になっております。				
改善要望 (次善の改善 提案も可)	特許査定を受けた後の分割出願期限を、特許料納付期限(特許査定送達から3ヶ月)と同一としていただくことを希望します。これが難しい場合は、後述する日本、中国大陸等と合わせて特許査定送達から2ヶ月としていただくことを希望します。				
関連する 法令等	<関連法令> 台湾専利法第 34 条第 2 項第 2 款、同第 52 条第 1 項				
備考 (日本又は他 国の状況等)	許査定送達 定後の分割 韓国におい ヶ月)と同一 日本特許法 中国専利法	から最大60日)と同- 出願期限は特許料納 ても特許査定後の分 です。	ーとなっています。 期限(特許査定式 割出願期限は特 号及び第5項、同 1款、同54条第	納付期限(出願人の申請により特また、中国大陸においても特許査送達から2ヶ月)と同一です。さらに許料納期限(特許査定送達から3)第108条第1項及び第3項1款	

	会社名	一般社団法人日本知	田的財産協会 ア	ジア戦略プロジェクト
記入者	担当者			
配八 有	連絡先			
対象	台湾			
件名	意匠権存続	期間の長期化		
重要度		0	新規/継続	継続
現状/問題点 改善要望 (次善の改善 提案も可)	1. 製品寿命の長い製品のデザインには、企業が長期的に実施し続けることにより、市場で当該デザインがブランド化することで、ユーザにとってブランドイメージをつかさどる重要な財産となります。 2. また、意匠権は、最初の権利の類似範囲で、次世代、次々世代製品へ継承されたデザインを保護しており、その実施期間が総計10年を超えるものが多数あります。 3. 更には、自ら開発したデザインが十分に権利保護されることは台湾人の出願奨励にもつながると思料いたします。 権利存続期間を20年に延長していただくよう要望致します。 なお、2015 年4月 30 日に開催された公聴会等を通じて意匠権の権利期間を15 年に延長することが方向づけられていることは承知しております。15 年に延長後も引き			
関連する 法令等	続き更なる長期化について検討されることを希望いたします。 <関連法令> 専利法第135条			
備考 (日本又は他 国の状況等)	意匠権の権利保護期間は国際的に長期化の傾向になりつつあり、日本でも平成1 9年に施行された改正意匠法では従来の登録日から15年の権利存続期間が5年延 長されて20年となりました。 また、欧州においては出願から25年、米国でも登録から15年の権利保護期間が それぞれ設定されております。			

* 意匠権の権利存続期間

権利期間	起算日が出願日	起算日が登録日
10 年	中国(CN), インドネシア(ID), タイ(TH),	カナダ(CA),
	オーストラリア(AU), アラブ首長国連邦(AE),	
	サウジアラビア(SA), チリ(CL), コロンビア	
	(CO)	
11 年		
12 年	台湾(TW)	
13 年		
14 年		
15 年	インド(IN), フィリピン(PH), シンガポール	米国(US), ニュージーランド(NZ)
	(SG), ベトナム(VN), バングラデシュ(BD),	
	アルゼンチン(AR), メキシコ(MX), ウクライナ	
	(UA), モロッコ(MA), イスラエル(IL),	
	ナイジェリア (NG)	
16 年		
17 年		
18 年		
19 年		
20 年	韓国(KR)	日本(JP)
21 年		
22 年		
23 年		
24 年		
25 年	香港(HK), マレーシア(MY), ブラジル(BR),	スペイン(ES)
	スイス(CH), ドイツ(DE), フランス(FR),	
	英国(GB), イタリア(IT), オーストリア(AT),	
	スウェーデン(SE), ノルウェー(NO),	
	ポーランド(PL), ロシア(RU), クロアチア	
	(HR), トルコ(TR), 欧州共同体(EM)	

	会社名	一般社団法人日本知	印的財産協会 ア	ジア戦略プロジェクト	
記入者	担当者				
配八名	連絡先				
対象	台湾				
件名	「秘密意匠領	制度」の導入または、「	公告延期制度」の	の公告延期期間の長期化・延長	
重要度		0	新規/継続	継続	
現状/問題点	1. 早期権利化は出願人にとって望ましいことではありますが、一方で、意匠の模倣は容易であり、公報に意匠図面が掲載されることにより、製品発売以前に当該意匠が模倣行為に晒される等の弊害ももたらします。また、発表前或いは発売前の製品に関する意匠が公に知られた場合、消費者が次期機種発売を待って現行機種を買い控える等、企業の製品販売戦略に影響を及ぼすこともあります。 2. 以上のような弊害があっても、先願主義である以上、先願の地位を確保するために一日も早い意匠出願手続が必要であり、デザイン開発競争の激しい昨今においては、早期出願の必要性は重要性を増しており、出願人が出願日を遅らせることで公報掲載を調整することはできない状況にあります。ビジネス環境やデザイン開発環境と意匠保護制度の調和を図ることは、台湾人の出願奨励、及び海外企業の台湾進出・投資増大にもつながるものと思料されます。 3. 現在の公告延期制度は、3ヶ月から6ヶ月に延長申請が可能になったばかりですが、開発の実情から、製品の開示(製品発表)の時期を待たずに公告されることが考えられ、上記と同様の状況が懸念されます。 そこで、秘密意匠制度の導入または、出願人の意思で法律に定められた特定の期間内において公告を延期できる仕組みを設け、さらに公告延期期間自体を延長していただくことを要望いたします。これらの制度が導入されることによって、上記のよう				
改善要望 (次善の改善 提案も可)	「秘密意匠制度」の導入または、「公告延期制度」の公告延期期間の長期化・延長 を要望致します。				
関連する 法令等	<関連法令				
備考 (日本又は他 国の状況等)	保護法 13 ई		年の秘密請求が「	の秘密請求が可能)、韓国デザイン 可能)、欧州共同体意匠規則 50 条 能)	

	会社名	一般社団法人日本領	 印的財産協会 ア	ジア戦略プロジェクト
4	担当者			
記入者	連絡先			
対象	台湾			
件名	商品形態模	∮倣(デッドコピー)から	の保護	
重要度		Δ	新規/継続	継続
現状/問題点	台湾公平交易法第22条の制度趣旨は「商品又は営業(役務)の出所について混同を防止して、他人が築き上げたグッドウィルの保護を図ることにより市場における競業秩序を維持すること。」にあると考えられます。従って表示機能(出所識別機能)を得ることが本法の要件となっております。しかし、市場において出所識別機能というよりデザイン的な側面で市場を得ているものの保護に欠けるという問題があります。			
改善要望 (次善の改善 提案も可)	得ることが本法の要件となっております。しかし、市場において出所識別機能という			
関連する 法令等	<関連法令 公平公易法			
備考 (日本又は他 国の状況等)		競争防止法 2 条 1 項	3号	

	会社名	一般社団法人日本知	三田の財産協会 ア	 ジア戦略プロジェクト	
	担当者				
記入者	連絡先				
対象	台湾				
件名	水際措置の	認定手続きについて			
重要度		0	新規/継続	継続	
現状/問題点	1)拘留、認定及び提訴手続きについて 水際措置として、現在、我々が認識しているところでは、海運輸出入の場合は1日(24 時間)、航空輸出入の場合は4時間の拘留が認められております。しかしながら、これらの時間制限に関しては商標権利者、特に在外の商標権利者にとっては到底対応できるものではなく、疑義貨物をやむなく通関させざるを得ない事態が生じているのが現状です。 また、権利者が権利侵害証明書類を提出する期間については、現行の規定によると3日以内から6作業日を最多とすることができるとありますが、実際は代理人から1日から3日以内の対応を求められ、期限に間に合わずに疑義貨物を通関させた経験があります。 更に、差止受理から12日以内に提訴をしなければ差止撤回をされるという要件についても、非常に短期間での対応を余儀なくされているとの印象です。 2)画像提供について 2015年7月1日より開始された侵害疑義物品の画像提供については、画像提供を受けられた権利者もいますが、画像提供を受けられなかった権利者もおり、提供基				
改善要望 (次善の改善 提案も可)	準が明確ではありません。 1) 商標権利者の税関出頭及び認定手続き期限は、航空輸出入・海運輸出入を問わず、少なくとも6勤務日程度が権利者側として確保できるよう10勤務日程度とし、差止受理からの提訴期限の延長も検討頂くよう希望致します。 2)また、税関による疑義貨物発見の権利者への通知に際した画像提供については、非常にありがたく思います。今後全ての侵害疑義物品の画像が提供される運用を希望します。				
関連する	<関連法令				
法令等	商標法 73 约	-	FER IL 11	11 No. 10	
備考 (日本又は他 国の状況等)	輸入者に対して10執務	して通知される手続き 日(生鮮疑義貨物につ	を開始する旨の書 ついては3執務日	始通知書(税関から権利者および 持類)」の日付の日の翌日から起算)以内に、権利者、輸入者双方が、 けすることを求めています。	

	会社名	一般社団法人日本知	田的財産協会 ア	ジア戦略プロジェクト
記入者	担当者			
配入 有	連絡先			
対象	台湾			
件名	間接侵害規	!定の創設		
重要度		0	新規/継続	継続
現状/問題点	いわゆる間接侵害については専利法中に規定がなく、民法上の共同権利侵害に関する規定が準用されている状況と理解しています。 例えば、日本においては、間接侵害とは「特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産にのみ使用するものを生産・販売などする行為。」や、「特証が方法についてされている場合において、その発明の実施にのみ使用する物を生産・販売などする行為。」等、要件が規定されているため、間接侵害の抑止力が働きやすい状況です。 しかし、現状の台湾専利法には間接侵害の規定がないため、実質的に第三者は間接侵害の成否を十分に検討できず、特許権者は間接侵害により第三者を訴えにいため、特許権者の保護にかけることとなります。			す。 物の発明についてされている場合 産・販売などする行為。」や、「特許 明の実施にのみ使用する物を生 るため、間接侵害の抑止力が働き
改善要望 (次善の改善 提案も可)	間接侵害	を規制する規定を設け	けることを希望しま	ः र
関連する 法令等	<関連法令	·>		
備考 (日本又は他 国の状況等)	日本国特許	法101条、韓国特許	法127条、米国 ^特	寺許法271条(c)

	会社名	一般社団法人日本領	一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト				
	担当者						
記入者	\± 46 H						
	連絡先						
対象	台湾						
件名	専利法にお	ける実施行為の定義	の追加				
重要度		©	新規/継続	継続			
	専利審査	基準第二篇発明専利	 審査第 <mark>丸<u>12</u>章 </mark>	コンピュータプログラム関連発明」			
	によれば、コ	コンピュータプログラム	ム自体も特許の保	護対象として実体審査されることと			
	なりました。	コンピュータプログラ	ムは専利法にお	いては「物品」の発明として保護さ			
	れるものと	思われますが、現行専	厚利法58条では特別	物品の発明の専利権者の権利とし			
	て、専利権	者の許可を得ない特割	許物品の製造、販	え 売の申出、販売、使用、輸入の排			
	除しか規定	されておりません。コ	ンピュータプログ	ラムは、特に近年スマートフォンの			
	普及やクラ	ウドの発展にともない	、記録媒体に記	録されて流通するよりも、むしろ電			
	気通信回線	きかして流通すること	このほうが多くなっ	ってきています。現行専利法におい			
現状/問題点	ては専利権者の許可を得ない電気通信回線を通じたコンピュータプログラムの提供 大/問題点 行為が専利権の侵害となるのか否かが明確ではありません。						
SUN INIXXIII							
				護され、無断で複製(デッドコピー)			
				†処できます。しかしながらプログラ			
				は抑えることはできません。例えば			
				ラムが作成され、無償でインターネ			
			複製(テッドコビー	-)に相当しないため著作権法では			
	侵害を問う。	ことが出来ません。					
改善要望	専利法58	3条において「特許物	ニーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー)権利として、電気通信回線を通じ			
(次善の改善	てコンピュータプログラムを提供する行為も加えることを要望いたします。						
提案も可)							
関連する	<関連法令	·>					
法令等							
備考							
(日本又は他							
国の状況等)							

記入者	会社名 一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト					
	担当者					
	連絡先					
対象	台湾					
件名	損害賠償請求における特許表示義務の廃止					
重要度	○ 新規/継続 継続					
現状/問題点	台湾の改正専利法においては、損害賠償請求の要件として特許証番号表示を要件としております(98条)。 しかしながら、特許証番号の表示が権利者の製品・包装になくても、特許発明の内容は特許公報、特許登録原簿等によって公示されており、第三者は他人の特許権等の存在を認識することが可能です。 また、特許証番号表示を全ての特許製品に求めるのは合理性に欠けております。「特許番号を表示できない小さな製品の場合」、「一の製品に関連する特許権が多数ある場合」、「製法特許、方法特許の場合」など、特許発明の内容によって、特許証番号表示義務の履行が困難なものがあります。このような表示できない発明については権利効力が制限されることになり、表示可能な発明に比べ保護が不均衡になります。また、包装に特許証番号表示ができることを考慮しても上記問題のすべてが解決されるものではありません。 さらに、一の製品に関連する特許権が多数ある場合は、特許権の登録、放棄、満了など、関連する特許に変化があった際は、それに応じて特許証番号の表示を変更する必要があり、特許証番号表示の管理などに膨大な工数が発生してしまいます。さらに、特許権を放棄したにもかかわらず、特許表示をしている場合、虚偽表示ともとられかねず、特許表示を義務付けるのは特許権者にとって酷なものであります。					
改善要望	損害賠償請求の要件の一つ(故意過失の立証の位置づけ)として特許証番号表示					
(次善の改善 提案も可)	を要件とする規定(98条)を廃止することを希望します。					
関連する法令等	<関連法令>					
備考 (日本又は他 国の状況等)	日本や欧州では特許表示を奨励しているだけであり、義務化しないことによって特に不都合は生じておりません。					

記入者	会社名	会社名 一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト				
	担当者					
	連絡先					
対象	台湾					
件名	過失推定規程の明記					
重要度	0		新規/継続	継続		
現状/問題点	特許発明の内容については特許公報、特許登録原簿等によって公示されており、 第三者は他人の特許権等の存在を認識することが可能です。 従って、侵害の行為をする者は一応過失によってその行為をしたものと推定し、これ に注意義務を課せるのは当然のことと思慮いたします。 2011年11月29日に可決成立の改正専利法96条では、専利権者が侵害者に損 害賠償を請求する場合、侵害者の故意又は過失が要件であることが明記されていま す。よって、損害賠償請求については引き続き故意過失が要件となっています。ま た、差止請求は故意過失を要件としないように解釈できますが、明文規定は依然あ りません。					
改善要望 (次善の改善 提案も可)	他人の特許権を侵害した者は、その侵害行為について過失があったものと推定すること、及び、その推定に基づいて損害賠償請求権、差止請求権などの救済措置が 権利者・実施権者に認められることを専利法上に明記することを希望します。					
関連する 法令等	<関連法令>					
備考 (日本又は他 国の状況等)	特許法第 1	03 条に過失の推定を	規程。			

	会社名 一般社団法人日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト					
記入者	担当者					
	連絡先					
対象	台湾					
件名	智慧財産局ウェブサイトで提供される意匠・商標検索システムの改善					
重要度		Δ	新規/継続	継続		
現状/問題点	1. 商標公報の記載情報について 智慧財産局ウェブサイトにおいて、中国語版、英語版、日本語版の商標検索ツール が提供されておりますが、商標検索で得られた英語版商標公報の記載情報では、中 国語版検索結果より記載情報が少なく、代理人情報、権利不要求の有無、商品・役 務名等の記載がされておりません。 登録商標の内容を正確に把握できなければ、ユーザー間係争などのドラブルが発生 する原因にもなりかねません。 2. 意匠検索ツールについて テキスト検索のみでは、対象が絞り込めず、膨大な検索結果をひとつひとつチェック する必要があり、非効率な作業が発生しています。					
改善要望 (次善の改善 提案も可)	1. 商標公報の記載情報の改善智慧財産局ウェブサイトにおいて、日本語版および英語版検索結果の公報記載情報にこれら status 情報(拒絶理由の条文、権利不要求の有無、等)を充実させるとともに、日本語版・英語版検索と中国語版検索とで同じ結果が得られるよう、出願人へのサービス向上のための改善を希望します。 2. 意匠検索システムの改善画像マッチング技術を採用したデザイン権の図面検索システムを採用していただき、効率的な調査ができるようにしていただきたい。					
関連する 法令等	<関連法令>					
備考 (日本又は他 国の状況等)						